

公益財団法人滋賀県消防協会理事職務権限等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）の定款第23条第2項の規定に基づき、協会の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適性、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、代表理事たる会長、副会長、専務理事及びその他の理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び協会が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を執行し、協力して、定款に定める協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、協会の業務の執行の決定に参画する。

(会長)

第5条 会長の職務権限は、次のとおりとし、その決裁事項は別表のとおりとする。

- (1) 代表理事として協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主催する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、協会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって副会長が業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 会長から特に指示のあった業務を執行する。
- (4) 毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、次のとおりとし、その決裁事項は別表のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに会長及び副会長を補佐し、協会の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超えない間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順位の決定)

第8条 第6条第2号に規定する順序については、毎事業年度定時理事会において決定するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別 表

理事の職務の権限

決 裁 事 項	決 裁 権 限	
	会 長	専 務 理 事
1 事業計画及び予算案の作成に関する事	○	
2 事業報告及び決算案の作成に関する事	○	
3 事務局長の任免に関する事	○	
4 事務局職員の任免に関する事	○	
5 評議員、理事及び監事の費用弁償に関する支給基準の立案に関する事	○	
6 国外出張に関する事	○	
7 国内出張に関する事		○
8 1件の金額500万円以上の契約の締結	○	
9 1件の金額500万円未満の契約の締結		○
10 1件の金額500万円以上の予算の執行	○	
11 1件の金額500万円未満の予算の執行		○
12 特に重要若しくは異例又は疑義のある事項で、会長において了知しておく必要のあるものの処理・報告の受理	○	
13 事務局職員に関する次のこと		
(1) 事務分担の決定		○
(2) 各種手当の認定等		○
(3) 職務専念義務の免除及び休暇の承認		○
(4) 時間外勤務及び休日勤務の命令		○
(5) 職務に関する諸届けの受理		○